

狂犬病予防接種 集合注射を実施します

建設課 生活環境係 ☎62-9114

生後91日以上の子犬の所有者は、法律により毎年6月30日までに狂犬病の予防注射を接種することが義務付けられています。

年に1度の狂犬病予防接種の時期となりました。どこでも都合のよい日時を選んで受けられます。対象は、富士見町に「登録済の犬」と「登録しようとする犬」です。

4月7日(火)

9:00~ 9:20	富士見町役場
9:35~ 9:45	乙事公民館
9:55~10:10	立沢構造改善センター
10:15~10:25	立沢下羽場組公会所
10:40~10:55	南原山集落センター
11:05~11:15	原の茶屋公民館
11:20~11:30	富士見ヶ丘公民館

4月21日(火)

9:00~ 9:10	御射山神戸公民館
9:20~ 9:30	栗生集落センター
9:40~ 9:50	若宮構造改善センター
10:00~10:10	木之間公民館
10:20~10:30	とちの木公民館
10:40~10:50	瀬沢公民館
11:00~11:10	机集落センター
11:20~11:30	上蔦木集落センター

5月10日(日)

9:00~ 9:30	富士見町役場
9:40~ 9:55	富士見台公民館
10:10~10:25	小六公民館
10:35~10:50	乙事公民館
11:00~11:15	立沢構造改善センター
11:25~11:40	新田集落センター

5月11日(月)

9:15~ 9:25	富士見高原リゾート(株) 本社向い駐車場
9:40~ 9:50	高森公民館
10:00~10:15	葛窪転作研修センター
10:25~10:35	田端公民館
10:45~10:55	池袋公民館
11:05~11:15	信濃境公民館
11:25~11:35	烏帽子公民館

【持ち物】

- ・注射済票交付申請書のはがき（登録済の方。新規登録の場合は、下記申請書を記入しお持ちください）
- ・手数料（つり銭のないようご用意ください）※**注射料金が改定されています**
 - 登録済みの場合 3,600円（注射料金 3,050円 + 注射済票交付 550円）
 - 新規登録の場合 6,600円（新規登録 3,000円 + 上記料金 3,600円）
- ・フンの始末に必要なもの

【お願い】

- ・犬の健康状態を確かめたうえで受けてください。
- ・過去に狂犬病予防注射後に異常を起したことがある犬や持病がある場合は、動物病院にご相談ください。
- ・犬が暴れたり、動かないように抱くことができる方が同伴し、リードは短く持ってください。
- ・病気等で予防注射を受けられない犬は、動物病院で猶予証明書の交付を受け、建設課 生活環境係に提出してください。猶予証明書の提出は状況が変わらない場合でも毎年必要です。

-----キリトリ線-----

犬の登録（注射済票交付）申請書（新規登録の方のみ）

(宛先) 富士見町長

年 月 日

下記のとおり犬の登録及び注射済票の交付を申請します。

*欄は記入しないでください

ふりがな
申請者氏名： _____

住 所：富士見町 _____

電話 番 号： _____

種 類	生年月日	性 別	毛 色	呼び名	特 徴
					大・中・小
*登録・注射年月日		*登録番号		*注射済票番号	

※富士見町狂犬病予防法施行細則様式第1号の記入に代えさせていただきますので、ボールペンで記入してください。

動物病院で狂犬病予防注射済票等の交付ができます

問 建設課 生活環境係 ☎62-9114

次の動物病院では、4月1日(水)から12月20日(日)までの間、狂犬病予防注射接種時に狂犬病予防注射済票の交付ができます。また、未登録の場合は併せて新規登録の手続きができます。

● 注射済票の交付と新規登録ができる動物病院

病 院 名	住 所	電話番号
ふじみ動物病院	富士見町落合10127-2	62-2327
ひらさわ動物クリニック	茅野市玉川5270-3	78-8516
ちの動物病院	茅野市本町西9-46	78-8861
諏訪かりん動物病院	諏訪市四賀赤沼1909	75-1014
テンダーペットクリニック	諏訪市豊田1247-2	55-1400

【持ち物】

- ・注射済票交付申請書のはがき（または鑑札等登録されていることが証明できるもの）
- ・手数料（5ページの「手数料 登録済みの場合」を参照）

※注射済票交付申請書のはがきや鑑札等、登録されていることを証明できるものがない場合は、建設課 生活環境係で注射済票交付手続きをしてください。

剪定枝の受け入れ・木材チップの配布を行います

申込 問 建設課 生活環境係 ☎62-9114

町では燃えるごみの減量と資源化を目的として、庭木等を^{せんでい}剪定した枝等を受け入れ、チップ化したものを希望者に配布します。いずれも事前に建設課 生活環境係へ申し込みをしてください。

【申込受付期間】 4月1日～10月31日

【受入・配布日時】 4月12日、5月10日、6月14日、7月12日、8月2日、9月13日、
10月11日、11月8日（いずれも日曜日）
午後1時～3時（要予約）

【受入・配布場所】 乙事地区農業集落排水終末処理場横（旧タキヤクリーンセンター横）
（富士見町乙事1368-5）

◎剪定枝の受け入れについて

- ・町内の一般家庭から出る剪定枝で、町が指定する場所へ直接持ち込むことができること。
- ・直径15cm以下の枝木で、長さがおおむね2m以下であること。
- ・竹・木の根、土や泥でひどく汚れたものや、建築廃材などは持ち込めません。
- ・有償無償に関わらず、他人の敷地の剪定を行ったものは事業系一般廃棄物となるため、持ち込めません。
- ・機械の故障原因となりますので、石・鉄などの固いものは、絶対に混ぜないでください。

◎木材チップの配布について

- ・木材チップは無料です。配布場所へ指定日時に直接取りに来てください。
 - ・袋詰めや積み込みは各自で行っていただきますので、入れ物やスコップ等をお持ちください。
 - ・配布は先着順で、再申込は可能ですが初回の方優先となります。配布日が近くなりましたら、配布時間等を該当者に連絡します。
- ※希望月に配布ができない場合もあります。ご了承ください。